

青森県市町村職員退職手当組合長 殿

市 町 村 長

一部事務組合管理者

印

退職手当支払差止めに関する状況報告書

退職手当の支給制限等処分に関する規則第4条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

職員番号	退職した者の氏名 ( 年 月 日生)	(死亡した場合) 遺族又は承相続人氏名 続柄 ( ) 職員又は遺族の死亡年月日 ( 年 月 日)
採用年月日	年 月 日	勤続期間 年 月
退職年月日	年 月 日	
退職時の職名		退職時給料月額 円 ( 表 級 号給)
上記の職員は、		該当条項
<input type="checkbox"/>	① 刑事事件に関し起訴され、判決の確定前に退職した者である 起訴年月日 年 月 日 (事件名、罰条等 )	第13条第1項第1号
<input type="checkbox"/>	② 基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された 起訴年月日 年 月 日 (事件名、罰条等 )	第13条第1項第2号
<input type="checkbox"/>	③ 基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して逮捕された 逮捕年月日 年 月 日 (容疑名 ) ※逮捕される原因となった容疑に係る罰条 :	第13条第2項第1号 (前段)
<input type="checkbox"/>	④ 基礎在職期間中に係る行為について犯罪があると思料される (行為及び思料される犯罪 ) ※思料される犯罪に係る罰条 :	第13条第2項第1号 (後段)
<input type="checkbox"/>	⑤ 退職手当の算定の基礎となる引き続いた在職期間中に、懲戒免職 等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当の理由があると 思料される (疑われる行為 )	第13条第2項第2号 第13条第3項

※ ⑤に該当する場合にあつては、裏面も記入のこと

別記様式第2号（裏面）

- 懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当の理由があると思料するに至った理由

備考1 その他、参考となる資料がある場合は、必ず添付してください